

人材紹介基本契約書

(以下「甲」という。)と株式会社Period(以下「乙」という。)とは、人材紹介に関する業務について以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(目 的)

第1条 本契約は、甲が乙に提示した求人条件に適合すると乙が判断した求職者(以下「適合求職者」という。)を乙が甲に紹介し、甲がその対価を乙に支払うことを内容とする。

(取扱職業の範囲)

第2条 職業紹介において取り扱う職業の範囲は、職業安定法によって制限された職業以外の職業とする。

(求人条件の提示)

第3条 甲は、乙に対し、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を含む求人条件を、求人票その他適宜の方法により提示する。

2 乙は、前項の求人情報を、求職者並びに乙と資本関係又は業務提携関係にある事業者に開示し、又は提供することができる。ただし、甲が別段の意思を乙に書面で通知した場合はこの限りでない。

(適合求職者の紹介)

第4条 乙は、前条の求人条件に照らして適合求職者を選出し、これを甲に紹介する。

2 乙は、適合求職者の選出に当たり、求職者が乙に申し出た履歴、就労条件等の内容に基づき判断すれば足り、その真偽につき何らの調査義務を負わない。

(適合求職者の選考)

第5条 甲は、乙が紹介した適合求職者について、採用選考を行う。その採否又は採用を決定するに当たり、適合求職者との面談を希望する場合には、その旨を乙に連絡するものとする。

2 甲は、適合求職者の採用を拒否した場合において、引き続き他の求職者の紹介を希望するときは、乙にその旨を連絡するものとし、乙は甲からの連絡に基づき再度新たな適合求職者を選出し、甲に紹介する。

(採用の通知)

第6条 甲は、乙が紹介した適合求職者の採用を決定した場合には、採用通知書又はこれに代わる書面を速やかに乙に通知するものとする。

(職業紹介料)

第7条

1 甲は、適合求職者に対し労働条件通知書(Offer letter 等形式は問わない。以下「内定関連通知書」)を提示し、適合求職者が内定関連通知書の条件に従って甲の内定を承諾した場合には、乙に対し、当該適合求職者の紹介の対価として、当該適合求職者1名あたり【報酬額：】(税別。以下「職業紹介料」という。)を報酬として支払う。

。

- 2 乙は甲に対して、第7条第1項の報酬額およびこれに係る消費税を含んだ紹介手数料の合計額を適合求職者の入社月の末日までに書面にて請求し、甲はこれを受理した月の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むこととする。尚、振込手数料は甲の負担とする。
- 3 適合求職者の紹介のために乙が要する調査費、交通費等については、職業紹介料に含まれるものとし、乙は別途これらの費用を甲に請求することはできない。ただし、特別に必要となる費用であって、事前に甲が承諾したものについてはこの限りでない。
- 4 甲は、職業紹介料の支払を遅滞した場合には、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払う。

(職業紹介料の返還)

第8条 適合求職者が甲において就労を開始した日から3か月以内に自己都合により退職した場合であって、甲が乙にその旨を通知し、かつ当該適合求職者の退職証明書を提示したときは、乙は、次の各号に定めるところに応じて当該各号に定める金額を甲に返還する。なお、振込手数料は乙の負担とする。

- | | |
|---------------------------|------------|
| 1 退職日が就労開始日から7日以内である場合 | 職業紹介料の100% |
| 2 退職日が就労開始日から7日～1か月以内の場合 | 職業紹介料の80% |
| 3 退職日が就労開始日から1か月～3ヶ月以内の場合 | 職業紹介料の50% |

2 前項の適用上、退職が次の各号に定める事由に起因する場合には、自己都合による退職とは扱わない。

- (1) 甲と適合求職者との間で当初合意された労働条件が実際には相違したこと
- (2) 労働条件に関する甲と適合求職者の認識が相違したこと

3 第1項にもかかわらず、甲が、適合求職者の退職日から3営業日以内に同項所定の通知及び退職証明書の提示を乙に対して行わなかった場合には、乙は同項所定の返還義務を免れる。

(不採用決定後の雇用等の制限)

第9条 甲は、適合求職者の不採用を決定した場合であって、その決定の時から1年以内に当該適合求職者と雇用契約等を締結しようとする場合には、事前に乙の承諾を得なければならない。

2 甲が前項に違反して適合求職者との間で雇用契約等を締結した場合には、乙の紹介に基づいて雇用契約等が成立したものとして扱い、甲は第7条〔職業紹介料〕に定める職業紹介料及び遅延損害金を乙に支払うものとする。

(秘密保持義務)

第10条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の締結及びその履行の過程において相手方から開示され又は知り得た相手方の技術上又は営業上の情報を秘密情報として保持するものとし、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りでない。

- (1) 開示又は知得の時点で既に公知となっていた情報
- (2) 開示又は知得の時点で既に自ら保有していた情報
- (3) 開示又は知得の後に、自己の責によらない事由により公知となった情報
- (4) 乙から開示された秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に入手した情報

(個人情報の取扱い)

- 第11条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に関して知り得た個人情報を第三者に提供し、開示し、又は漏洩してはならない。本契約の目的以外での利用並びに複写、複製及び加工についても同様とする。
- 2 甲及び乙は、個人情報を記録又は保管する機器、媒体等を取り扱うに当たっては、その漏洩、滅失、盗難等がないよう善良な管理者の注意を払わなければならない。
- 3 甲及び乙は、個人情報の漏洩、滅失、盗難等が疑われる状況が発生した場合には、直ちに相手方に対して連絡を行い、対応を協議するものとする。

(契約の解除)

- 第12条 甲及び乙は、相手方が本契約上の義務に違反した場合、書面をもって違反の是正を求めたにも関わらず、相当期間内に相手方がその違反を是正しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が次条各号の一に該当するに至った場合には、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。
- 3 前2項に基づく解除がなされた場合であっても、甲及び乙は、相手方に対して有する債務不履行を原因とする損害賠償請求権の行使を妨げられない。

(期限の利益喪失)

- 第13条 甲及び乙は、次の各号に定める事由の一に該当するに至った場合には、本契約に関するすべての債務について期限の利益を当然に喪失し、直ちにその債務を履行しなければならない。
- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する倒産手続等の開始の申立てを行い、又は申立てを受けた場合
- (2) 相手方以外の第三者に対する債務を含む債務について支払を停止した場合
- (3) 自ら振り出した約束手形、為替手形、小切手について一回でも不渡りとした場合
- (4) 第20条〔反社会的勢力排除〕第1項に違反する事実が判明した場合
- (5) 監督官庁からの警告、営業の停止、許可の取消処分、その他これに準ずる処分を受けたとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、これらに準ずる重大な事由が生じた場合

(不可抗力免責)

- 第14条 甲及び乙は、天変地異、法令又はこれに準ずる規則の制定又は改廃、公権力による処分その他自らの合理的支配が及ばない不可抗力を原因として業務が停止した場合には、これにより相手方に損害が生じたとしても、一切の責を負わない。

(契約期間)

- 第15条 本契約は、本契約締結日から1年間有効とする。ただし、契約期間満了の3か月前までに書面による別段の申出がない場合には、本契約は自動的に1年間同一条件をもって更新されるものとし、以降も同様とする。

(中途解約)

- 第16条 甲及び乙は、契約期間内といえども、3か月の予告期間を設けたうえで本契約を解約することができる。

(契約終了後の処置)

- 第17条 甲及び乙は、本契約が終了したときは、既に確定した債権債務について、速やかにこれを精算する。

2 第10条〔秘密保持義務〕、第11条〔個人情報の取扱い〕、第18条〔損害賠償〕、第19条〔権利義務の譲渡禁止〕、第21条〔協議事項〕、第22条〔準拠法及び合意管轄〕及び本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。ただし、第10条〔秘密保持義務〕については、本契約終了日から1年間に限る。

（損害賠償）

第18条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方に損害を与えた場合、相当因果関係のある損害（合理的な範囲での弁護士費用を含む。）について、相手方に賠償する責任を負う。

2 甲及び乙は、本契約の履行に関して自己の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、自らの費用と責任においてその解決に当たるものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第19条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約の当事者たる地位又は本契約に関する権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡若しくは移転し、又は第三者のための担保に供してはならない。

（反社会的勢力排除）

第20条 甲及び乙は、次の各号に定める事項を確約する。

(1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと

(2) 自らの役員（業務執行社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用して本サービスを利用するものではないこと

(4) 自己又は第三者をして、本契約に関して以下の行為を行わないこと

ア 暴力的又は法的責任を超えた不当な要求行為

イ 脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為

ウ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

エ その他これらに準ずる行為

2 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合、催告その他の手続を何ら要することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除した当事者は、相手方に対し損害賠償請求をすることは何ら妨げられず、かつ相手方は本契約の解除により生じた損害賠償について解除した当事者に対し一切の請求を行わないものとする。

（協議事項）

第21条 本契約に関して解釈に疑義が生じ、又は本利用規約に定めのない事由が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議しこれを解決する。

（準拠法及び合意管轄）

第22条 本契約に関する準拠法は日本法とする。

2 本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通作成の上、甲乙記（署）名押印し、各1通これを所持する。

令和 7 年 8 月 4 日

甲

役職名： 名前：

⑩

乙 東京都目黒区下目黒 3-1-5-1004
株式会社 Period
代表取締役 宮下 惇

⑩